

茨城県災害対策融資（令和元年台風 15 号・19 号災害特例）のご案内

茨城県では、令和元年台風 15 号及び 19 号に伴う災害で被害を受けた中小企業者の資金繰りを支援するため、経営の安定に必要な資金を融資します。

概 要

<融資対象者>

ア 台風 15 号又は 19 号に伴う災害に起因した被害について市町村長の罹災証明等を受けた者

イ 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号の規定に基づき経済産業大臣の指定を受けた地域（※）で事業を営んでおり、台風 19 号に伴う災害による影響を受けた後、原則として最近 1 か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して 20%以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれることについて、市町村長の認定を受けた者

（※）裏面参照

<融資条件>

	上記アの対象者	上記イの対象者												
融資限度額	設備資金 8,000 万円 運転資金 8,000 万円 設備・運転併用 8,000 万円													
融資期間	設備資金 13 年以内（据置 3 年以内） 運転資金 10 年以内（据置 2 年以内） 設備・運転併用 10 年以内（据置 2 年以内）													
融資利率	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">融資期間</th> <th style="width: 60%;">融資利率※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3 年以内</td> <td style="text-align: center;">1.2%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 年超 5 年以内</td> <td style="text-align: center;">1.3%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 年超 7 年以内</td> <td style="text-align: center;">1.4%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 年超 10 年以内</td> <td style="text-align: center;">1.5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 年超 13 年以内</td> <td style="text-align: center;">1.6%</td> </tr> </tbody> </table>		融資期間	融資利率※	3 年以内	1.2%	3 年超 5 年以内	1.3%	5 年超 7 年以内	1.4%	7 年超 10 年以内	1.5%	10 年超 13 年以内	1.6%
融資期間	融資利率※													
3 年以内	1.2%													
3 年超 5 年以内	1.3%													
5 年超 7 年以内	1.4%													
7 年超 10 年以内	1.5%													
10 年超 13 年以内	1.6%													
	※融資実行後 3 年間、金融機関ごとの融資額（この特例による融資が複数になる場合は合計額）のうち 1,000 万円までの部分の融資利率を 0.6% に引き下げ													
利子補給	補給率：10/10	融資額のうち 1,000 万円まで 補給率：10/10 融資額のうち 1,000 万円超 補給率：5/10												
	※融資実行後 3 年間に限る。 ※主たる事務所の所在地により補給を受けられない場合がある。													
信用保証料	0.25%～1.70%	0.70%												
信用保証料 の補助	補助率：10/10	補助率：5/10												
	※主たる事務所の所在地により補助率が異なることがある。													

経済産業大臣の指定を受けた地域

水戸市・日立市・土浦市・古河市・石岡市・結城市・下妻市・常総市・常陸太田市・高萩市・北茨城市・笠間市・つくば市・ひたちなか市・守谷市・常陸大宮市・那珂市・筑西市・坂東市・かすみがうら市・桜川市・神栖市・鉾田市・つくばみらい市・茨城町・大洗町・城里町・大子町・八千代町・境町

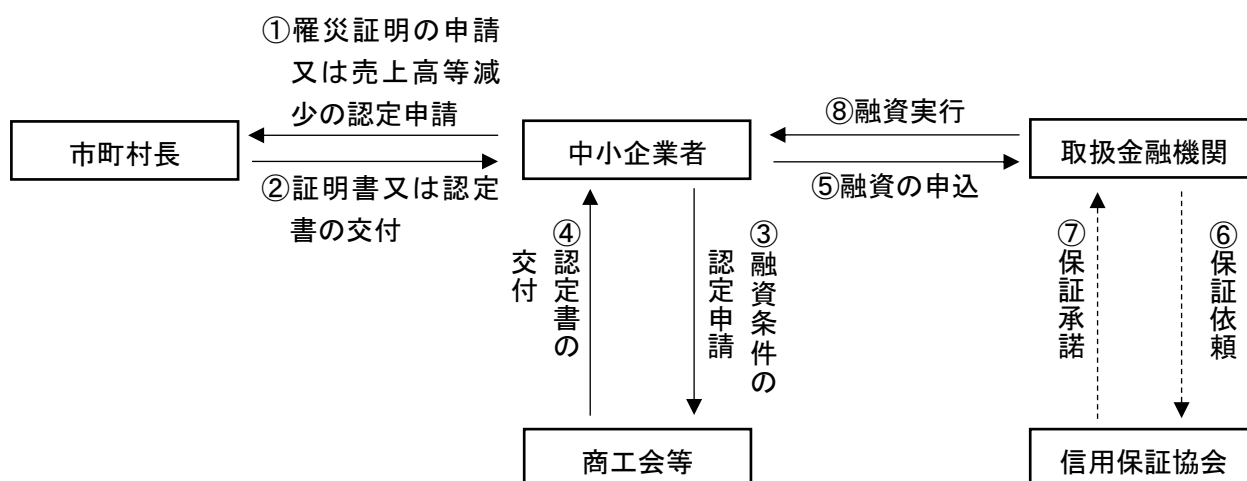
指定期間：令和元年10月12日から令和2年2月11日まで

(令和元年11月12日現在)

融資の流れ

融資の具体的なご相談は、お近くの商工会等へ

融資に当たっては、取扱金融機関及び信用保証協会の審査があり、商工会等の認定を受けてもご希望に添えない場合があります。



取扱金融機関

常陽銀行・筑波銀行・足利銀行・武蔵野銀行・東邦銀行・千葉銀行・東日本銀行・栃木銀行・福島銀行・結城信用金庫・水戸信用金庫・佐原信用金庫・銚子信用金庫・烏山信用金庫・茨城県信用組合・横浜幸銀信用組合・ハナ信用組合・商工組合中央金庫・三菱UFJ銀行・みずほ銀行・りそな銀行・三井住友銀行

取扱期間

令和2年3月31日融資実行分まで

お問合せ先

茨城県産業戦略部産業政策課金融グループ

茨城県水戸市笠原町978番6

TEL 029-301-3530

令和元年11月作成